

日出都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(日出都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

—R3.3—

県名	大分県	都市計画区域名	日出
----	-----	---------	----

目 次

**1 都市計画の目標**

- 1) 日出都市計画区域の特性 ······ P 1
  - 2) 都市づくりの課題 ······ P 3
  - 3) 基本理念 ······ P 4
  - 4) 地域毎の市街地像 ······ P 5
  - 5) 都市計画区域の範囲、規模 ······ P 5
  - 6) 目標年次 ······ P 6
- ◆都市づくり概念図

**2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針**

- 1) 判断基準 ······ P 7
- 2) 区域区分の有無 ······ P 7

**3 主要な都市計画の決定の方針**

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 8
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 1 2
- 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 1 4
- 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ······ P 1 5

**4 都市防災に関する方針**

- 1) 基本方針 ······ P 1 7
- 2) 都市防災のための施策の概要 ······ P 1 7

**5 都市計画の相互支援と管理**

- 1) 役割分担と相互支援 ······ P 1 8
- 2) 計画の管理と継続的改善 ······ P 1 9

◆付図

## 1 都市計画の目標

### 1) 日出都市計画区域の特性

大分市、別府市、由布市、日出町、杵築市、国東市から構成される「別府湾広域都市圏」は、多様な都市機能の集積や魅力ある資源が多数存在し、別府湾と周囲の山並みと一体となった美しく活力ある都市圏を形成している。そのなかで日出町は、職住近接の多様なライフスタイルの実現を可能にする生活都市圏の形成が期待されている。

本都市計画区域は、大分県の中北部、仏の里として知られる国東半島の入り口に位置し、穏やかで風光明媚な別府湾に面するとともに、気候的には、瀬戸内海式気候区に属し比較的温暖な都市である。また、別府市、杵築市と接し、県都大分市まで約 25km、大分空港まで約 27km と大分市と大分空港のほぼ中間に位置している。

歴史は古く、特に江戸時代には日出木下藩 3 万石の城下町として幕末まで栄え、この時代に生まれた、「こて絵」などの伝統文化は現在まで伝えられている。

また、昭和 39 年に大分地区新産業都市開発地域の指定を受けて以降、企業立地が進むとともに、近年では暁谷駅の周辺整備が完了し、鉄道沿いから北側が商業の中心、南側が観光の中心として、都市の中心部が形成されている。

一方、北西部は、鹿鳴越山系の緑、南東部は丘陵地帯の落ち着いた田園風景、美しい海岸線、別府湾の眺望など自然環境や自然景観にも恵まれており、歴史、文化、産業、自然などを活かし今後とも発展が期待される都市である。

【日出の景観】



—日出市街地—



—暁谷城趾—

## 2) 都市づくりの課題

中心市街地である暁谷駅周辺から日出土地区画整理事業を行った暁谷駅北側にかけては、良好な都市基盤を活かして都市機能や居住の集積を図ることが必要である。

一方、暁谷駅南側の既存商店街は、近年増加している空き家・空き店舗などの低・未利用地の有効活用が必要である。このような市街地の整備を図るとともに、日出城址周辺を中心に歴史的まちなみの保全により魅力ある都市空間の形成が必要である。

本都市計画区域は、広域的な幹線道路である東九州自動車道、大分空港道路、日出バイパスとこれらに関連するジャンクション、インターチェンジが立地し県内の高速交通網の要衝にある。また、海岸沿いを走り南西の別府市方面と北東の杵築市山香町方面を結んでいる国道10号や、国道10号から分岐し、杵築市・国東町方面へ延びる国道213号が配置されており、国東半島南部の道路交通の要にも位置することから、高速道路・インターチェンジを活かした産業の集約・活性化を高める必要がある。

一方、これからの中高齢社会の進展などによる移動ニーズの変化を踏まえながら、道路だけでなく公共交通機関等により拠点と地域とのネットワークを構築し、自家用車に過度に頼ることなく誰もが日常生活に必要なサービスなどを享受できる都市基盤を形成することが必要である。

また、用途地域外で既に宅地化が進んでいる日出インターチェンジ周辺の藤原中部地区、日出駅東南部の川崎内野地区、日出土地区画整理事業区域に隣接する日出上仁王地区においては、用途地域の指定など適切な土地利用に向けた検討が必要である。用途地域外の集落においては、営農環境や集落環境と調和した土地利用の規制と誘導により無秩序な市街地の拡散を防止することが必要である。

さらに、本都市計画区域は、別府湾の沿岸部に市街地が位置し、南海トラフ・中央構造線断層帯を震源とした地震や津波などによる甚大な被害が懸念されており、一部の用途地域内においても浸水が想定されている。また、用途地域内の豊岡地区では、その大部分が土砂災害警戒区域に指定されており、一部は特別警戒区域が指定されている。

このため、計画的かつ着実に地震・津波・高潮対策や土砂災害等の対策に取り組むとともに、災害リスクの低い区域への各種施設や住宅等の誘導、災害リスクの高い区域における関係法令に基づいた土地利用制限等により、適切な土地利用を実現し、安全・安心な居住環境を形成していくことが必要である。

### 3) 基本理念

人口減少・超高齢社会の進行や巨大災害の懸念など、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しているなか、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『地域の豊かな個性を繋ぎ、自然と都市の幸が湧き出る、おんせん県おおいたの都市づくり』を都市づくりのテーマとしている。

このテーマを実現するため、以下の5つを基本方向として、都市政策を進める。

- |  |        |
|--|--------|
| ① 「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」                      | 【都市構造】 |
| ② 「地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり」                     | 【地方創生】 |
| ③ 「安全で安心して暮らせる都市づくり」                             | 【安全安心】 |
| ④ 「歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、<br>自然環境と共生する魅力ある都市づくり」 | 【環境】   |
| ⑤ 「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」                     | 【地域主体】 |

本都市計画区域においては、交通結節拠点としての役割を果たすとともに、美しい山なみや海などの自然に恵まれた風土や、歴史・景観を活かしながら、これからも住みよいまちとしてあり続けるために必要なまちづくりを進め、「魅力あふれる生活都市」の形成を目指す。

このため、広域交通網体系を活かし、暁谷駅周辺の中心市街地や生活に密着した各拠点へ、都市機能や居住の集積を図る。併せて、公共交通機関等により拠点と地域のネットワークを構築し生活利便性が高く歴史や自然と調和したコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の実現を目指す。

また、地震・津波・高潮や洪水・土砂災害への対策の充実など強靭な県土づくりに取り組むことにより、誰もが安全に生活することができる市街地の形成を図るとともに、他都市との広域的な連携を強化することで、様々な生活様式における利便性が確保された快適で安心して住み続けたくなる都市づくりを進める。

さらに、今後の都市づくりの構想として、都市や生活のなかに地域情報通信技術を組み込んだスマートシティについて、関係機関と連携し検討を進める。

#### 4) 地域毎の市街地像

基本理念に基づき都市づくりを進めるにあたり、それぞれの地域が目指すべき市街地像や担うべき役割を明確にするため、中心拠点及び各拠点を位置づける。

##### ① 中心拠点

暁谷駅周辺から駅北側を中心拠点とする。

中心拠点は、商業・業務、福祉等の機能が集積するとともに、街なか居住が展開されている。特に、暁谷駅北側は日出土地区画整理事業を実施しており、今後は、日出町全体の発展を牽引するまちの顔として、商業をはじめとした多様な機能の集積を図る。

また、暁谷駅周辺は、「日出町の玄関口」として、交通結節点としての機能を高め、観光・交流拠点と連携しながら多くの人が訪れたくなるような環境整備を図る。

##### ② 地域拠点

日出駅、豊後豊岡駅などの公共交通の結節点周辺で、公共公益施設が立地する地区を地域拠点とする。

地域拠点は、交通利便性を活かしつつ、日常生活に密着した機能が立地し人が集まる場所として、地域の特性に応じて周辺の集落、田園、山間の生活を支える日常生活サービス機能の集積を図る。

##### ③ 観光・交流拠点

暁谷駅南側で、中心拠点に近接する日出城周辺地区や、大神漁港の周辺、ハーモニーランド、糸ヶ浜海浜公園等の観光施設の周辺を観光・交流拠点とする。

観光・交流拠点では、町外からも来訪者のある拠点として、各施設の保全・活用を図るとともに、施設間の相乗効果を期待して、各拠点を相互に結ぶネットワークの強化を図る。

##### ④ 産業機能集積拠点

日出漁港周辺の工業地及び自動車交通の利便性が高い日出インターチェンジ周辺、速見インターチェンジ周辺を産業機能集積拠点とする。

日出漁港周辺の工業地域における工業集積の促進など、各拠点の特性に応じた機能強化を図るとともに、産業機能集積拠点間を相互に結ぶネットワークの拡充により観光等様々な産業への展開を図る。

#### 5) 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲、規模は次のとおりとする。

区分	市町名	範囲	規模
日出都市計画区域	日出町	行政区域の一部	4,039ha

(注) 範囲には、地先公有水面を含む。

## 6) 目標年次

概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標として示す。

基準年	目標年次
令和 2 年 (平成 27 年国勢調査)	令和 22 年

# 日出都市計画区域都市づくり概念図

**日出都市計画区域都市づくり概念図**

主要な幹線道路: 国道10号、国道20号、東九州自動車道、大分自動車道、JR日豊本線

地域間連携軸: 地域間連携軸(一般道)、地域間連携軸(自動車専用道路)

記号説明:

凡例		
記号	名 称	備 考
■	旧 行 政 界	
—	都 市 計 画 区 域	
—	廣 域 幹 線 道 路	
—	主 要 な 幹 線 道 路	主な国道・県道
□□□□	地 域 間 連 携 軸	自動車専用道路
□□□□	地 域 間 連 携 軸	一 般 道
■	住居・商業系土地利用形成ゾーン	土地利用の整序と良好な居住環境等の形成
■	集落環境保全ゾーン	農との共生の中で良好な居住環境の形成
■	自然環境保全ゾーン	豊かな緑の維持・保全
○	海辺環境保全軸	
●	中心市街地、商業業務拠点	
○	地域外拠点	
○	産業機能集積拠点	
○	観光・交流拠点	

## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が運用されていない区域である。現在の都市構造などを踏まえ、無秩序な市街化の可能性、都市の求心力、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる規制状況、広域的な都市の連携状況などをもとに区域区分の判断を行う。

### 2) 区域区分の有無

#### ① 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めないものとする。

#### ② 理由

本都市計画区域は、無秩序な市街化はみられず、都市の求心力も弱い。また、日出インターチェンジ周辺の耕作放棄地等において宅地化の傾向がみられるが、農地の多くは今後も農業上の利用を確保すべき土地（農用地区域）として指定されており、関係機関との連携により保全は可能であることなどから、無秩序な市街地の拡散の可能性は小さい。さらに、既存商店街の再生に向けた取組などにより、用途地域内への計画的な人口誘導に努めている。

したがって、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとするが、今後とも立地適正化計画や特定用途制限地域、各種事業の実施などにより都市機能や居住の集約化を図るとともに、関係機関と連携しながら守るべき農地や自然環境の保全を行うなど、無秩序な市街化に対する土地利用規制を行うものとする。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

人口減少・高齢化が進む中、持続可能な都市づくりに向けて、地域の個性を活かしながら、暁谷駅周辺等の中心拠点や生活拠点等へ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の集約化を促し、郊外部への市街地の拡大を抑制することにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指す。コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けては、立地適正化計画等を検討し、適切な土地利用を推進する。

暁谷駅周辺から駅北側の中心市街地では、土地利用の高度化や既存ストックの有効活用を図るとともに、公共施設や各種施設の中心部への集約及び立地促進に努める。また、既存商店街等において空き家などの低・未利用地がみられることから、空き家の他の用途への転用等を含めて、多様な活用を推進する。

一方、用途地域外をはじめとした郊外部では市街地の拡大抑制を基本に、利用されなくなった土地については森林や湿原、草地等の自然再生の可能性を検討する。このような地域においては、都市的土地区画整理事業への転換は原則行わないこととし、土地利用を転換する場合には、慎重な配慮の下での計画的な転換に努める。

また、土砂災害や市街地の沿岸部における津波などの災害リスクの高い地域においては、ハード・ソフト両面の対応と併せて、都市機能や居住等、各種施設の立地の抑制も検討し、県土強靭化の実現に向けた適切な土地利用を推進する。

##### ② 主要用途の配置の方針

###### ア 商業地、業務地

暁谷駅周辺から駅北側を中心市街地とする。暁谷駅南側の既存商店街は生活に密着した商業地とする。日出駅周辺は商業施設の誘導を図る。国道10号・国道213号沿いは、沿道型の商業地とする。これらの商業地について、それぞれ役割分担を明確にし、商業地の活性化と商業施設の集積を図る。

日出地区画整理事業を行った暁谷駅北側については、商業機能を誘導する。

暁谷駅南側の既存商店街は、空き家・空き店舗などの増加がみられる。都市機能が集積している暁谷駅北側と連携しつつ、低・未利用地を活用し、単なる買い物の場としてだけでなく、利便性・快適性も備えた生活を楽しむ都市空間としての整備を図る。

また、用途地域内の国道10号、国道213号沿道では、交通利便性を活かし、大型店舗など商業施設の集積を促進する。業務地は、交通利便性が高く、現在一定の集積がある暁谷駅周辺に配置し、公共公益施設の集約化を図る。

###### イ 工業地

日出漁港周辺などに工業地を配置し、既存企業の支援を図るとともに、施設立地にあたっては津波のリスクに配慮し防災対策の充実を促進することを基本に、工場跡地や未利用の公

有地等の有効活用等により新たな企業誘致を図る。また、周辺地域の自然環境や生活環境との調和を考慮して緑地の確保などにより環境保全に努める。

## ウ 住宅地

本都市計画区域では、これまで、用途地域内で人口が増加傾向であり、引き続き、商業地を取り囲む住宅地において、適切に人口を収容する。このため、日出駅北側周辺など、未利用地が多く介在する住居系用途地域内においては、都市計画道路などの都市基盤の整備を推進し利便性の高い住宅地の形成を図る。

また、日出インターチェンジ周辺や日出駅東南部の用途地域外では、小規模な開発が断続的に発生し、宅地化が進んでいるため、立地適正化計画や地区計画などの導入により都市基盤と居住環境の整備を行い、良好な住宅地の形成を検討する。

日出土地区画整理事業地区や辻間団地など計画的な都市基盤整備が行われた地区では、今後ともその居住環境の維持・改善により、住宅建設の促進に努める。



—良好な住宅地の整備イメージ—

## ③ 市街地の土地利用の方針

### ア 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

日出土地区画整理事業を行った暁谷駅北側については、都市機能のさらなる集積に向けて、用途地域の変更を検討する。国道 10 号、国道 213 号沿道は、交通利便性を活かし、大型店

舗などの集積を促進するため、用途地域の変更や拡大を検討する。

用途地域外で既に宅地化が進んでいる日出インターインター周辺の藤原中部地区、日出駅東南部の川崎内野地区、日出土地区画整理事業区域内の日出上仁王地区においては、災害リスクを踏まえつつ、適切な土地利用に向けて、用途地域の指定を検討する。

#### イ 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存の市街地内では、狭隘な道路、公園などの不足による防災上の危険や日常生活への不便をきたしている箇所があるため、地域に密着した道路整備、公園整備などにより安全、安心な市街地の形成を図る。

また、日出土地区画整理事業地区や辻間団地では、地区計画や建築協定などの導入に向けて、良好なまちなみの維持を検討する。既存商店街など、空き家や空き店舗、空き地が増加している箇所では、居住環境の維持・改善に向けて、これら既存ストックの利活用や管理不全空き家の発生防止、老朽化した危険な空き家の除却を進める。

さらに、未利用地や農地なども介在し都市基盤が未整備な用途地域内では、土地区画整理事業や地区計画の導入を検討し、良好な市街地形成を図る。

#### ウ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

住民の憩い・集い・レクリエーション・コミュニティなど多様な地域ニーズに対応するため、ハーモニーパークや糸ヶ浜海浜公園など都市公園の維持、保全に努める。

市街地内に存在する農地については、宅地化の動向や空き家・空き地の状況を見定めながら、景観・環境・交流等の機能を持つ身近にふれることができる緑地として、必要に応じて保全に努める。また、平地林や斜面林の多面的な利用を推進するなど田園風景の維持・整備に努める。

さらに、山間部の樹林地の自然環境を保全し、併せてレクリエーションの場として活用する。日出城址周辺については、景観法に基づく景観条例や景観計画を策定し、城址及び周辺の城下町の雰囲気を感じられるまちなみの保全に努める。

#### エ 大規模集客施設<sup>\*1</sup>の立地誘導方針

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用されるため、本都市計画区域においては、「大規模集客施設の立地誘導方針（大分県平成21年5月策定）」に則し、原則として大規模集客施設の立地抑制を図る。

（\*1）大規模集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

#### ④ その他の土地利用の方針

##### ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地周辺の農地については、そのほとんどが農用地区域に指定されており、優良な農地の保全に努める。市街地周辺の荒廃農地については、多様な主体の参加による農地再生を促進し、農地としての利用を積極的に図るとともに、再生困難な荒廃農地は、地区の特性に応じて森林・湿原、草地等の自然再生の可能性を検討する。

##### イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地に隣接する斜面には、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊などの危険性を持つ区域が多数存在し、市街地内において土砂災害警戒区域の指定がみられ、一部には特別警戒区域も存在する。また、沿岸部では津波・高潮災害が懸念されている。

これらの区域については、それぞれの区域の災害リスクを踏まえるとともに、警戒避難体制の整備状況、災害を防止・軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、土地利用の規制や誘導を検討する。さらに、災害リスクの高い区域においては、開発許可制度の適切な運用等による居住の抑制及び高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設や公共施設等の立地の抑制に努め、適切な土地利用を推進する。

また、土砂災害や河川浸水、津波浸水などが想定される区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

##### ウ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地後背に広がる鹿鳴越山系、経塚山に連なる丘陵地などは、自然環境、別府湾からの良好な景観を形成しており、これらの保全に努める。特に、大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー事業においては周辺景観等に配慮する。

なお、利用されなくなった自然的土地利用に資する土地等については、市民農園への活用や森林・湿原、草地等の自然再生の可能性を検討する。

##### エ 秩序ある都市的土地区画整理事業の実現に関する方針

用途地域外で既に宅地化が進んでいる日出インターインター周辺の藤原中部地区、日出駅東南部の川崎内野地区、日出土地区画整理事業区域に隣接する日出上仁王地区においては、住宅地などの小規模な開発により農地と住宅地が無秩序に混在する箇所もみられるが、今後、用途地域の指定を検討し、開発の適切な規制・誘導を行う。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備方針

本都市計画区域は、大分県の交通拠点の一つであり、東九州自動車道、宇佐別府道路、大分空港道路及び日出バイパス、また主要な幹線道路として別府市・大分市方面と杵築市山香町・宇佐市方面を結ぶ国道10号や国道10号から分岐し杵築市・国東町方面と連携する国道213号及び日豊本線からなる陸上交通網が形成されている。

本都市計画区域では、大分県の高速交通網や国東半島南部の交通の要に位置することから、区域内の幹線道路の整備によって円滑な自動車交通の確保を図るとともに、本都市計画域内の利便性の向上や、日常生活の安全性、快適性やバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備などに努める。

また、地震や豪雨などの災害に備え、道路の防災対策に努める。

さらに、今後の高齢化や人口減少への対応のみならず、更なる観光振興を見据えて、誰もが各拠点へアクセスできるよう、既存の公共交通に加えて、デマンド交通の導入など地域の様々な団体との協働による新たな取組を検討し、公共交通ネットワークの構築を目指す。

併せて、高度道路交通システムなど情報通信技術を活用した交通需要マネジメントなどの新たな交通システムのほか、自動運転や自動車のシェアリングシステムなどについても、公共交通を補完するものとして検討を進める。

#### イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は、平成30年度末現在59.4%である。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、さらに、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。

また、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性に乏しくなった都市計画道路については、適宜見直しを行う。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア 道路

種 別	配置の方針
自動車専用道路	大分空港道路及び日出バイパスを広域都市間交通を担う広域幹線道路として位置づけ配置する。
主要幹線道路	本都市計画区域内における円滑な交通の流れと区域外とのアクセス性を高めるため、主要幹線道路として次の道路を配置する。 国道10号（都市計画道路3・3・1 平道藤原線） 国道213号（都市計画道路3・3・2 堀市ノ原線）

都市幹線道路	<p>主要幹線道路を補完し、都市内の幹線機能を有し市街地の骨格を形成する幹線道路として、次の道路などを配置する。</p> <p>都市計画道路 3・4・3 須崎新田線            都市計画道路 3・5・4 友田竹光線            都市計画道路 3・4・5 万願寺神田線            都市計画道路 3・4・6 平深田線            都市計画道路 3・5・10 出口三太ヶ田線</p>
--------	---

#### イ 公共交通

本都市計画区域の鉄道での玄関口としては、暁谷駅、日出駅、豊後豊岡駅、大神駅の4駅が存在する。このうち周辺整備が完了している暁谷駅では、交通結節機能を活かし、他の公共交通機関との連携を図る。

バスについては、路線バス及びコミュニティバスの確保・維持に努める。また、異なる交通モードの乗り継ぎの円滑化、それに伴う利用促進を図る。

#### c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・5・4 友田竹光線

#### d 長期未着手施設の見直し

特に優先的に計画の見直しを検討する路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・4・3 須崎新田線 都市計画道路 3・4・5 万願寺神田線 都市計画道路 3・5・8 堀竹光線

### ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道のうち污水対策については、住民の安全で快適な生活環境を確保するため、今後とも積極的な事業の推進や公共下水道処理区域の拡大を図るとともに、既存施設については着実な点検、適切な維持管理により長寿命化に努める。また、集落地域では、農・漁業集落排水処理事業の推進などにより整備改善を行う。

河川については、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るため、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努めるとともに、河川管理施設の適切な維持管理により長寿命化に努める。なお、河川空間を住民の憩いとやすらぎの場としても位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備を図る。

## **イ 整備水準の目標**

下水道については、全体計画処理面積 774ha、計画処理人口 21,600 人を定め順次整備を進めており、事業認可区域面積 709ha のうち平成 30 年度末現在 473.6ha を供用開始している。今後とも、平成 27 年度に策定した日出町生活排水処理施設整備構想に基づき下水道の整備を推進する。

河川については、これまでの浸水実績等を踏まえ、浸水被害の軽減及び解消を目標とした河道整備を図る。

### **b 主要な施設の配置の方針**

公共下水道の計画区域内では、公共下水道事業により整備を行うものとし、公共下水道の計画区域外集落については農・漁業集落排水処理施設の整備や合併処理浄化槽の普及に努める。

### **c 主要な施設の整備目標**

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする施設は次のとおりである。

種 別	名称（処理区）
下水道	日出町公共下水道（日出処理区）

## **③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針**

### **a 基本方針**

住民が快適で文化的な生活を営むために、必要に応じて都市施設の配置、整備を図る。

### **b 主要な施設の配置の方針**

現在、主要な都市施設として、杵築速見環境浄化センター、別杵速見地域広域市町村圏事務組合火葬場が各 1箇所配置されている。今後の人口動向や都市活動の動向等を踏まえつつ、住民が快適で文化的な生活を営むために必要な都市施設の配置や見直しに努める。

## **3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針**

### **a 主要な市街地開発事業の決定の方針**

平成 30 年度末現在、日出地区土地区画整理事業は完了し、今後は良好な居住環境の維持・改善に努める。また、暁谷駅周辺地区では、良好な都市基盤と商業・居住環境を活かし、より魅力ある拠点形成を図る。

さらに、用途地域内において都市基盤が不十分で農地や未利用地が介在している地区については、居住を誘導するに相応しい地域であれば、計画的に良好な居住環境の維持・形成のための手法を検討する。

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

本都市計画区域は、市街地の後背の山々、南東部に広がる落ち着きのある田園風景、美しい海岸線などにより形成されており、全体として豊かな自然環境下にある。今後ともこの豊かな自然環境を保全・活用しながら次なる世代へ引き継いでいく。

丘陵地や海岸部にはハーモニーパーク、糸ヶ浜海浜公園などの広域公園・都市基幹公園が、計画的に開発された団地には近隣公園、街区公園などの住区基幹公園が配置されており、これらの適切な維持・管理や機能の充実、長寿命化に努める。また、市街地内では、身近な公園・緑地の整備や樹林地の保全に努めるとともに、市街地内の農地を景観・環境・交流等の機能を持つ身近にふれることができる緑地として、必要に応じて保全に努める。

魅力ある地域づくりを進めるにあたっては、民間との連携や国の制度活用等により、社会資本の整備や土地利用等のハード・ソフト両面において自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの取組に努める。

##### b 主要な緑地の配置方針

###### ア 環境保全系統

本都市計画区域の緑を形成する骨格として、後背の山々につながる丘陵地の緑の保全を図る。また、別府湾沿いの海岸線沿いについても都市に身近な自然環境として保全を図る。

###### イ レクリエーション系統

公園・緑地は、住民のレクリエーションや憩いの場となり、生活にうるおいを与えるため、これらを市街地内や住宅地の周辺などに体系的に配置する。ハーモニーパーク、糸ヶ浜海浜公園は、憩い・集い、レクリエーション、コミュニティなど多様な地域ニーズに対応する公園として位置づける。

###### ウ 防災系統

本都市計画区域を流れる中小の河川は、火災時の防火帯や消防水利などとして活用する。また、市街地内の農地は、食料供給基盤であるとともに、洪水調節機能や災害時の避難場所としての機能も担っており積極的に保全する。さらに都市公園について、災害時の避難地としての活用を図る。

###### エ 景観構成系統

市街地を取り囲むように広がる東部の田園空間と、周囲の山々につながる丘陵地を保全する。また、別府湾沿いの城下海岸や糸ヶ浜海浜公園、日出港等を一体の水辺空間として、緑化を促進するなど、良好な水辺景観の形成を図る。

日出城址周辺については、景観条例に基づき、城下町の雰囲気を感じられる歴史的なまちなみを保全する。

c 実現のための具体的な都市計画制度の方針

ア 都市計画公園・緑地などの配置方針

平成30年度末現在、計画決定されている広域公園は1箇所（面積44.0ha）、都市基幹公園は、総合公園が2箇所（面積19.6ha）で、計3箇所（面積63.6ha）である。これらの整備状況は2箇所42.4haとなっており、面積ベースでの整備率は約66.6%である。

今後、主要な公園の整備とともに、必要性・優先性に乏しくなった都市計画公園の見直しについて検討する。また、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用等により、民間の資金、技術、経験などを活かした魅力ある公園づくりについて検討する。

イ 特別緑地保全地区などの指定目標及び指定方針

市街地に点在する社寺の境内地樹林は、市街地内の貴重な樹林であり、緑地保全地区への指定を検討し、その永続性を図る。また、後背の山々に連なる別府湾からの眺望も良好な丘陵地の緑については、風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地の維持存続に努める。

d 主要な緑地の確保目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする都市基幹公園等は次のとおりである。

種 別	名 称
総合公園	5・4・2 豊岡公園

e 長期未着手施設の見直し

特に優先的に計画の見直しを検討する都市基幹公園は次のとおりである。

種 別	名 称
広域公園	9・5・1 ハーモニーパーク

## 4 都市防災に関する方針

### 1) 基本方針

都市防災対策は、都市の健全な発展を進めるためには必要不可欠であり、災害時に生命・身体の安全が確保されるよう、強靭な県土づくりを推進し、災害に強い都市構造の形成を図る必要がある。

特に災害の危険性が高い区域については、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた安全性の確保が必要である。

そのため、防災事業や避難体制の確立、各種都市計画制度の活用などを推進し、より安全な都市環境を形成していくとともに、事前復興の備えについても必要な取組を行う。

### 2) 都市防災のための施策の概要

強靭な県土の確保に向けて、大規模災害に対する脆弱性を適切に評価するとともに、人口動態を考慮しながら、可能な限り災害リスクの低い区域へ居住や都市機能を誘導し、一方で災害リスクの高い区域については土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図りつつ都市の防災性向上に努める。特に、建築物の集積度の高い地域については、地区計画の指定などにより市街地の不燃化を促進する。

また、市街地における災害を防止するため、市街地開発や産業用地等の新規開発の際の地盤改良等宅地災害の防止等に努める。

緊急輸送道路など災害時にその機能の維持が必要な道路については、防災対策を推進するとともに、災害時におけるライフラインの安全性を確保するため、道路の無電柱化を検討する。

河川については、浸水被害の解消・軽減のための取組を行うとともに、既設の下水道施設については、耐震化・耐浪化の促進に努める。

これらに加えて、避難地としてのオープンスペースの確保なども推進する。

さらに、速やかな復旧・復興に備え、地域防災計画等に基づいた防災対策の推進、復興事前準備など、事前防災・事前復興の観点から、必要な取組を行う。

## 5 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務や能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取組が効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・町の意向を踏まえて計画内容の継続的な改善を行っていくものとする。

### 1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取組を協働で進めることが重要となるため、以下のよいうな役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

#### ① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、町及び住民が主体となつたまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に開催される「都市（まち）づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

#### ② 町の役割

町は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体的な地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、町の都市計画に関する基本的な方針の策定（又は見直し）、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、町、まちづくりに直接関わる住民及び有識者等から構成される「都市（まち）づくり懇談会」等の継続的な開催運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となつたまちづくりの促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的に支援するものとする。

#### ③ 住民等の役割

住民等は、都市計画が専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居住

又は就業する空間や公園等の公共空間における環境の改善又は保全を図ることを目的として、行政の進める都市計画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカルルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画への提案制度などを活用し、積極的に提案、意向の提示を行うものとする。

まちづくりについては、防災や景観等の地域活動と併せて、展開していくものとする。

#### ④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取組を支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて管理するものとする。

また、人口減少・高齢化が進む都市の成熟期にあっては、行政主体のまちづくりからの転換を図り、様々な主体が主役となり、自分達の地域の資源を活用し、地域の価値を高めるエリアマネジメントを推進する。

このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、相互の支援関係や協力関係の強化に努めるものとする。

### 2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と町が協働して、まちづくりの課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、意見交換の場として定期的に開催する「都市（まち）づくり懇談会」等で説明を行うものとする。

また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。

